

● 7日、ウクライナ大統領選挙二次投票

A. 主な動き

1. 内政

▼大統領選挙二次投票

・9日現在、開票率99.97%の結果はヤヌコーヴィチ地域党党首:48.95%、ティモシェンコ首相:45.47%、全員に反対:4.36%。投票率は69.15%。

▼大統領選挙戦

- ・2日、ティモシェンコ首相は、大統領選挙で勝利した場合、金融危機終了後に年金を値上げすると約束。
- ・2日、ティモシェンコ首相は、大統領選挙で勝利した場合、黒海上のウクライナ・ルーマニア間国境を見直すと言。
- ・2日、ヤヌコーヴィチ地域党党首は、ロシア語に関する法律は2010年4月までに採択され、(一部地域の)学校ではロシア語で教育が行われると言。
- ・3日、閣僚会議前で約300名の地域党支持者が、ティモシェンコ首相に対し最低生活水準向上に関する法律を遵守し、年金額を上昇させるよう要求。
- ・3日、ティモシェンコ首相は、自分が大統領選挙で勝利した後、ヤツェニウク前最高会議議長に中央銀行又は国家安全保障国防会議のポストを用意すると言。
- ・5日、キエフで開かれた各大統領候補の支持集会に約2,000名が参加。

▼ウクライナ大統領選挙法改正

- ・3日、最高会議は233名の議員(地域党議員172名、「我々のウクライナ・国民自衛」(NUNS)29名、共産党27名、ブロック「リトヴィン」10名、ブロック「ユーリヤ・ティモシェンコ」1名、無所属4名)の賛成をもってウクライナ大統領選挙法を改正。変更点は以下のとおり。
- ・選挙委員会に定数の2/3の委員の出席を義務付けた規定が廃止。
- ・委員会の不活動の際には上位の委員会が問題解決の権限を取得。
- ・選挙日の委員会会合への不参加が委員の全権停止の理由となる旨規定。新任委員は自治体議会議長又は市長の推薦により上位委員会が任命。
- ・大統領候補が地区選挙管理委員会のメンバーを必要数提示しない場合には、地区議会議長の推薦に基づき、中央選挙管理委員会が委員を決定。
- ・4日、ユーシチェンコ大統領は大統領選挙法改正法案に署名。同改正法は5日に発効。
- ・4日、ヴォリヴェン欧州評議会議会評議会モニタリング委員長は、投票日直前の選挙法改正は、7日の投票に適用され

るべきでないと発言。

- ・5日、ユーシチェンコ大統領は、大統領選挙法に署名したのは、ある大統領候補が、自分の敗色が濃厚になった場合、自派の選挙管理委員を引き上げるとの情報を得たためと説明。
- ・5日、ソアレスOSCE議会評議会代表は、一次投票と二次投票の間の法律改正を避けるよう呼びかけ、委員会メンバーが投票日直前に入れ替わった場合、(選挙不正の)大きなシグナルとなる旨発言。
- ・5日、トレチャコフ議員は、ユーシチェンコ大統領による選挙法改正法案署名への抗議として、NUNSからの離脱を表明。

▼選挙後の与党連合結成にむけた動き

- ・1日、リトヴィン最高会議議長は、大統領選挙後の最高会議解散には法的手段が無いと言。
- ・1日、トメンコ最高会議副議長は、ティモシェンコ首相が大統領選挙で敗北した場合、BYTから4～5名の議員が離脱する可能性があると言。
- ・2日、ルツェンコ内務相は、NUNSから37名(過半数)の議員が地域党との与党連合に参加する用意があると言。
- ・4日、NUNS内政党「統一センター」は、BYTとの与党連合に参加すべき根拠がないと言。
- ・5日、クリューエフ地域党議員は、地域党とNUNSの間で与党連合が結成される可能性は十分にあると言。一方、BYTと大統領選挙直後に対話を開始するのは困難とコメント。

▼在宅投票問題

- ・7日、中央選挙管理委員会は、在宅投票は両陣営の派遣した2名以上の選挙管理委員の立ち会いの下でのみ可能と決定。従来は3つ以上の候補者の代理人の立ち会いが必要と規定されていた。
- ・同日、キエフ行政控訴裁判所は、中央選挙管理委員会の決定を破棄。
- ・同日、中央選挙管理委員会は高等行政裁判所に控訴。
- ・同日、高等行政裁判所は、キエフ行政控訴裁判所の決定を停止。

▼選挙当日の動き

- ・7日、トルチノフ第一副首相は、ドネツク州の3つの投票所において、選挙管理委員会全体が地域党の管理下に置かれたと非難。BYTは中央選挙管理委員会に対し、同陣営の委員が参加出来なかった投票所の結果を承認しないよう要

請。

・7日、地域党は、ドネツク州では267名のBYTの委員が選挙当日の委員会に出席しなかったと発表。

・7日、中央選挙管理委員会は、在宅投票の申請数は有権者の3.89%と発表。

▼その他

・30日、高等行政裁判所は、ティモシェンコ首相が閣僚会議の報道局を大統領選挙キャンペーンに利用しているとのキエフ行政控訴裁判所の決定を承認。ティモシェンコ首相は29日、キエフ行政控訴裁判所の決定を不服として上告していた。

・1日、キエフ地区行政裁判所は、独立広場での大規模集会を禁止する措置(1月9日～2月5日まで)を延長。

・1日、社会団体「テレクリチカ」の実施したモニタリング調査の結果、1月18日から23日の間に観測された選挙法違反の報道は74件で、うち30件はヤヌコーヴィチ地域党党首、22件はティモシェンコ首相を利するもの。特にICTV、インテル及び1+1で多く違反が報告された。

・3日、閣僚会議はルツェンコ前内務相の内務省第一次官就任を停止するキエフ地区行政裁判所の決定を受領。クルプコ閣僚会議相は上告を予定と発表。

・5日、ユーシチェンコ大統領は、内務省軍に中央選挙管理委員会の建物周辺の警戒を、国家警備庁に中央選挙管理委員会の人の出入りの管理を強化するよう命じる意向を表明。

・5日、ラヴリノーヴィチ最高会議第一副議長は、新大統領の就任式は2月中に行われると発言。

・6日、ハリコフ州のロシア国境において、92名のCIS-E MOの国際選挙監視員が一時足止め。選挙監視員達は委任状を携行していなかった。

2. 経済

▼マクロ経済

・30日、ティモシェンコ首相は2009年度の国家予算の赤字額はGDPの2.97%と発言。

・2日、大統領官房は未還付のVAT額が250億グリブナに登るとの見積を発表。

・5日、財務省はウクライナの2009年12月31日における対外債務が前月末比1.14%減の150億9730万ドル、国内債務が前月末比4.2%増の910億7010万グリブナ(凡そ114億510万ドル)であったと発表。

▼経済政策

・30日、閣僚会議は高等教育機関の卒業生を雇用了企業に対して5年間の税優遇措置を導入する法案を最高会議に提出したと発表。

・31日、ヤヌコーヴィチ地域党党首は、大統領に当選した際には法人税を減税すると発言。現在の税率25%を2011年は18%、その後2013年までの間16%に削減と発言。また、VATを17%に削減するとも発言。

▼農業

・1日、閣僚会議は2009年の穀物輸出量は前年比59.6%

増の2574万5030トンであったと発表。なお、トウモロコシは主にエジプト、シリア、スペインに、小麦は主に韓国、スペイン、大麦は主にサウジアラビアに輸出。

・2日、農地売買に関するモトリアムを2012年まで延長する法案が発効。同法案に対してはユーシチェンコ大統領が拒否権を発動していたが1月19日に最高会議において再可決後、リトヴィン最高会議議長が署名。

・2日、2009年の植物油輸出量は前年比74.2%増の233万3840トンであったと国家統計委員会が発表。

・4日、技術規制及び消費者政策国家委員会は、遺伝子組み換え原料を0.1%以上含む食品に対して「遺伝子組み換え」との表示を義務づけるよう閣僚会議に提案。

▼ガス問題

・3日、ブローダン燃料・エネルギー相は、ナフトガス社の1月分対露ガス料金が約7億8千万ドルと発表。

・3日、燃料・エネルギー省の発表によれば、1月の露ガス・トランジット量が102億立方メートルとなり、昨年同時期比で2.2倍の増加。

・4日、ナフトガス社は露ガスプロム社に対する1月分ガス料金支払いを完了したと発表。

・4日、クプリヤーノフ露ガスプロム社報道官は、ナフトガス社による1月分ガス料金支払いを確認したと発表。

・5日、ジデンコ・ナフトガス第一副社長はロシアのウクライナに対するガス・トランジット料金が1千立方メートルあたり2.78ドルになると発表。

▼その他

・1日、クレジット・レーティング社(キエフ)は、多くの債権が投機的であると格付けされていることから、債権のデフォルトが2010年は増加するとの予測を発表。

・1日、ディー燃料エネルギー省広報官はモルドバへの電力輸出再開のための交渉を開始したと発表。モルドバでの24%の電力値上げにより、ウクライナの電力の競争力が高まったため、と説明。なお、モルドバとは料金の交渉が折り合わず2009年度は同国への輸出が大幅に落ち込んでいた。

・2日、リヴィウ市はEURO2012の決勝トーナメントのためのスタジアム建設のために2010年度4億グリブナの費用を予定。同費用をリヴィウ市と国家が50%ずつ負担。

・3日、ウクライナと世界銀行は水力発電所修繕のための6000万ドルの融資に合意。

・3日、エネルギー原子力企業(国営原子力発電企業)は、中国国営ガンドン原子力企業が原子力産業及び風力エネルギー産業において協力協定を締結したと発表。

・4日、マカレンコ国家関税庁長官は2010年1月の輸出入取扱量が前年同期比30%増であったと発表。また、輸出品目の増加は主に鉱物資源等の輸入によるものであり、経済回復の傾向を示すものである、と発言。

3. 外政

▼2日、ポロシェンコ外相インタビュー

- ・ヤヌコーヴィチとティモシェンコのどちらが大統領になろうと、ウクライナ外交が指向する欧州統合路線に変更はなし。
- ・ロシアとの黒海艦隊駐留問題に関しては、2017年のロシア撤退を規定する基本協定の原則に則り、着実に協議を進める。
- ・EU加盟へ向けた連合協定の署名を2010年の優先事項に掲げている。
- ・ウクライナ国民向けビザ無しEU渡航制度のロードマップ早期調印の可能性あり。

▼最高会議でウクライナ査証免除撤回の動向

- ・1月28日、最高会議の一部議員がEU諸国、米、日本、スイス、リヒテンシュタイン、カナダ、アンドラ、ベトナム、アイスランド、モナコ、ノルウェー、サンマリノとの相互主義に基づく査証制度導入する旨の法案を提出。ウクライナはこれらの国に一方的に査証を免除し、結果的に年間5000万ドルの損害を被っているというのが法案提出の理由。
- ・法案を提出したのは地域党のスメティウフ議員及びボンディク議員、ブロック「リトヴィン」のザルビンスキー議員、共産党のマルティニョーク議員、BYTのラブンスカ議員、NUN Sのジョジク議員。
- ・ゲルマン地域党副党首は「同法案は地域党の立場を反映するものではなく、議員個人の意見であり、地域党として同法案は支持しない」と発言。

▼その他

- ・4日、外務省はハンガリー国境で道路を封鎖していた住民の説得にあたり、状況が解消されたと発表。ハンガリー系住民は、政府間合意で認められている往来許可が国境警備隊から得られないとして道路を封鎖し抗議していた。
- ・5日、カチンスキー・ポーランド大統領は、ステパン・バンデラに対する「ウクライナ英雄」の称号の付与はポーランド・ウクライナ関係に悪影響をもたらすと発表。

4. 防衛

▼黒海艦隊駐留問題

- ・2日、ポロシェンコ外相は、露黒海艦隊のセヴァストープリ駐留に関する問題の取り組みに対し、段階的かつ建設的なアプローチを支持すると発言。

▼NATO加盟関連国内外動向

- ・1日、クリントン米国務長官は、ウクライナのNATO加盟はウクライナ国民の希望によると述べるとともに、加盟はウクライナが決定する事項であり誰もNATOに加盟することを強制されないと発言。
- ・3日、ユーシチェンコ大統領は、ウクライナのNATO加盟準備に関する2010年年間国家プログラムを承認。閣僚会議に対して、2ヶ月以内に同プログラムの実施に向けた方策の検討課題を準備・採択するよう指示。

▼北朝鮮籍船の密輸事案

- ・30日、税関及び国境警備隊職員が、南部ニコライフ州オクチャプリスカヤ港において、北朝鮮籍船「チョンチョンガン号」を密輸の疑いで差し押さえ。向精神薬、カラシニコフ自動小銃弾、ブランデー、煙草等を発見。船長は、ソマリアで食料と小銃弾を交換したと発言。

▼ロシア連邦保安庁(FSB) 将校逮捕事案

- ・2日、ナリワイチェンコ国家保安庁(SBU) 長官は、SBUは1月27日、オデッサ州で秘密情報を入手しようとしたFSB将校5名を検挙したと発表。
- ・逃走手段として沿ドニエストル地域(モルドバ) ロシア軍作戦集団(OGRV) 配属のFSB将校3名が乗車している車輛を使用。
- ・身柄拘束されたFSB将校は沿ドニエストル地域からウクライナに入国。数ヶ月前、FSB将校らは沿ドニエストル地域でウクライナ人を拘束し、同人を軍事基地に送り込み、同人及びその家族の生命・身体を脅迫して、FSBへの協力を強要。
- ・一方、FSBプレスセンターは、同ウクライナ人はロシアとウクライナの「二重スパイ」であると発表。
- ・FSBでは、同ウクライナ人はウクライナ国防省情報総局職員として知られており、2009年10月に沿ドニエストルのロシア軍施設においてスパイ活動を行っていたとして身柄を拘束された際、取調べを通じて自らの諜報活動を認め、ロシアに対して協力する姿勢を示した。
- ・FSBは、FSBが同ウクライナ人に対して脅迫等を行っていたとするSBU側の発表を否定。

B. その他の動き

2/4 (木)

- ・国防省筋は、政府の国防政策に異を唱えたため、ブツァ国防次官が罷免されたと発言。ブツァ国防次官は、2008年1月に任命され、ウクライナ軍再軍備を担当。

2/5 (金)

- ・ウクライナ国家保安庁は、独立広場においてTNT火薬、起爆装置及び武器を所持したグルジア国籍の男性を拘束。
- ・露海軍筋は、ロシアは数隻の新潜水艦と水上艦によって露黒海艦隊を補強することを計画すると発言。

(了)